

## 第4章 給付費と介護保険料の推計

※令和2年11月末時点のものであり、今後変更する可能性があります。

## 1 介護サービス量の見込み

介護サービス量の見込みについては、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果や在宅介護実態調査、平成30年度から令和2年度までの給付実績等を判断し、厚生労働省から示されたワークシートにより利用量を算出しました。

### (1) 居宅サービス量の見込み

要介護認定者（要介護1～5）の在宅でのサービス利用人数等を基礎とし、サービスごとに利用実績と給付の伸び率を踏まえて見込み量を算出しました。毎月の居宅サービス利用者数は、令和3年度が417人、令和4年度が428人、令和5年度が440人と見込まれています。なお、住み慣れた自宅で自立した生活を長く送ることができるよう、計画期間内にサービス提供体制の充実に努めます。

区分	サービス種別	サービス量の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅 サービス	訪問介護	38,170回	39,400回	41,030回
	訪問入浴介護	730回	793回	858回
	訪問看護	4,877回	4,891回	5,071回
	訪問リハビリテーション	1,414回	1,510回	1,562回
	居宅療養管理指導	612人	696人	768人
	通所介護	14,736回	14,873回	15,929回
	通所リハビリテーション	15,068回	15,178回	15,258回
	短期入所生活介護	1,358日	1,644日	1,853日
	短期入所療養介護(老健)	798日	1,092日	1,280日
	短期入所療養介護(病院等)	0日	0日	0日
	短期入所療養介護(介護医療院)	0日	0日	0日
	福祉用具貸与	3,240人	3,372人	3,492人
	特定福祉用具購入	60人	72人	84人
	特定施設入居者生活介護	384人	408人	432人
地域密 着型サ ービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	84人	84人	84人
	夜間対応型訪問介護	0人	0人	0人
	認知症対応型通所介護	0回	0回	0回
	小規模多機能型居宅介護	312人	312人	312人
	認知症対応型共同生活介護	960人	960人	960人
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0人	0人	0人
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0人	0人	0人

	看護小規模多機能型居宅介護	0回	0回	0回
	地域密着型通所介護	706回	703回	703回
住宅改修		96人	84人	84人
居宅介護支援		5,004人	5,136人	5,280人

## (2) 介護予防サービス量の見込み

要支援認定者（要支援1・2）の在宅でのサービス利用人数等を基礎とし、サービスごとに利用実績と給付の伸び率を踏まえて見込み量を算出しました。毎月の介護予防サービス利用者数は、令和3年度が148人、令和4年度が155人、令和5年度が161人と見込まれています。

区分	サービス種別	サービス量の見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護	0回	0回	0回
	介護予防訪問看護	821回	862回	934回
	介護予防訪問リハビリテーション	421回	421回	521回
	介護予防居宅療養管理指導	24人	24人	36人
	介護予防通所リハビリテーション	756人	780人	804人
	介護予防短期入所生活介護	0日	0日	0日
	介護予防短期入所療養介護(老健)	53日	53日	106日
	介護予防短期入所療養介護(病院等)	0日	0日	0日
	介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0日	0日	0日
	介護予防福祉用具貸与	1,344人	1,404人	1,428人
	特定介護予防福祉用購入	36人	48人	48人
	介護予防特定施設入居者生活介護	48人	48人	48人
地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	0回	0回	0回
	介護予防小規模多機能型居宅介護	36人	36人	36人
	介護予防認知症対応型共同生活介護	12人	12人	12人
介護予防住宅改修		36人	48人	48人
介護予防支援		1,776人	1,860人	1,932人
※総合事業	訪問型サービス	420人	456人	492人
	通所型サービス	708人	732人	756人

※総合事業は介護予防サービスではないがサービス基盤の一部であるためここに掲載します。

### (3)施設サービス量の見込み

施設サービス全般の傾向として、本町における被保険者1人当りの施設サービス給付費の給付月額水準は全国平均に比べ1.5倍と、非常に高くなっていることから施設整備は進んでいると考えられます。(P.31)

特別養護老人ホームは第5期計画期間中に整備計画の前倒しにより20床増床して120床としました。平成27年度からは、入所基準が原則要介護3以上の重度者と変更されたことや、十勝圏域内の他市町村で施設整備が進んでいることなどから、広域施設である特養への入所待機状況は、一定程度緩和することが予想されるため、新たな整備は見込みません。

介護老人保健施設は、在宅復帰体制を強化しつつ稼働率を向上させる取り組みの強化により、利用者数が増加していることから、現在の100床から新たな整備は見込みません。

介護療養型医療施設として近隣市町村にあった施設が、医療施設に転換したことから、給付実績が0になりました。芽室町では介護医療院の整備の見込みもないため、近隣市町村の動向を把握しながら給付を見込む必要があります。

サービス種別	利用見込み(人/月)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人福祉施設	119人	122人	125人
介護老人保健施設	118人	122人	126人
介護医療院	0人	0人	0人
介護療養型医療施設	0人	0人	0人

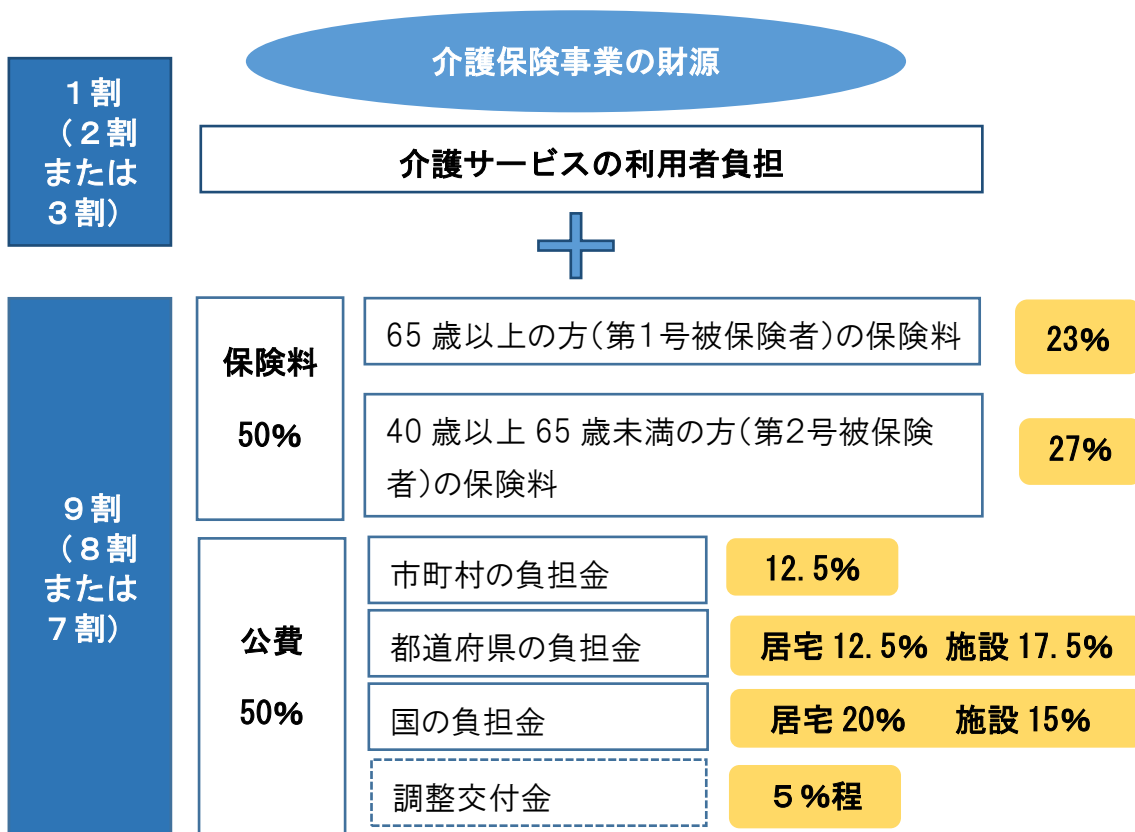
## 2 第1号被保険者の保険料

### (1) 介護保険事業に係る給付費の財源のしくみ

介護保険は、制度を国民の皆様で支え合う「社会保険方式」を採用し、サービスを利用する場合は費用の1割（2割・3割）が自己負担となり、残りの9割（8割・7割）が保険給付されます。

保険給付の財源は原則、保険料が50%（65歳以上の第1号被保険者が23%、40歳から64歳の第2号被保険者が27%）、残り50%は市町村（12.5%）、都道府県（12.5%または17.5%）、国（25%または20%。このうち約5%は調整交付金）の負担（公費）で賄っています。

第1号被保険者の保険料は年金の額などにより納付書で個別に納めたり（普通徴収）、年金から天引き（特別徴収）により納めたりすることになります。第2号被保険者の保険料は、加入している医療保険（健康保険）の保険料と一緒に納めます。



調整交付金で市町村の格差が調整されます。

75歳以上の後期高齢者の比率が高い市区町村や、所得が全国平均よりも低い水準にある市区町村についても、介護保険の財源が不足することのないよう、調整交付金で格差が調整されます。

## (2)標準給付費などの見込み

これまでの利用実績をもとに、第8期介護保険事業計画期間である令和3年度から令和5年度までの3年間のサービス見込み量により給付費を推計しました。

【居宅介護サービス・地域密着型介護サービス・施設介護サービスの給付費推計】 (単位:千円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
居宅介護サービス費	訪問介護	106,622	110,102	114,544	331,268
	訪問入浴介護	8,953	9,738	10,539	29,230
	訪問看護	26,448	26,544	27,531	80,523
	訪問リハビリテーション	4,120	4,407	4,552	13,079
	居宅療養管理指導	6,679	7,567	8,359	22,605
	通所介護	102,007	102,534	109,817	314,358
	通所リハビリテーション	112,207	113,066	114,078	339,351
	短期入所生活介護	11,442	13,912	15,570	40,924
	短期入所療養介護(老健)	8,305	11,804	13,414	33,523
	短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
	短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0
	特定施設入居者生活介護	70,708	75,328	79,606	225,642
	福祉用具貸与	33,906	35,796	36,977	106,679
	特定福祉用具購入	1,773	2,186	2,486	6,445
	住宅改修	5,085	4,374	4,374	13,833
	サービス費用計	498,255	517,358	541,847	1,557,460
居宅介護支援		73,818	75,711	77,771	227,300
地域密着型介護サービス費	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	12,616	12,616	12,616	37,848
	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
	認知症対応型通所介護	0	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	49,359	49,359	49,359	148,077
	認知症対応型共同生活介護	250,319	250,319	250,319	750,957
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
	地域密着型通所介護	5,817	5,802	5,802	17,421
	サービス費用計	318,111	318,096	318,096	954,303

施設介護 サービス 費	介護老人福祉施設	394,043	402,800	412,871	1,209,714
	介護老人保健施設	395,490	409,350	422,497	1,227,337
	介護医療院	0	0	0	0
	介護療養型医療施設	0	0	0	0
	サービス費用計	789,533	812,150	835,368	2,437,051
介護給付費計(Ⅰ)		1,679,717	1,723,315	1,773,082	5,176,114

【介護予防サービス・地域密着型介護予防サービスの給付費推計】 (単位:千円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
介護予防 サービス 費	介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
	介護予防訪問看護	3,964	4,169	4,511	12,644
	介護予防訪問リハビリテーション	1,160	1,160	1,397	3,717
	介護予防居宅療養管理指導	280	280	431	991
	介護予防通所リハビリテーション	22,208	22,851	23,494	68,553
	介護予防短期入所生活介護	0	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護(老健)	469	469	939	1,877
	介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0
	介護予防特定施設入居者生活介護	4,656	4,656	4,656	13,968
	介護予防福祉用具貸与	7,704	8,063	8,191	23,958
	特定介護予防福祉用具購入	1,423	1,423	1,423	4,269
	介護予防住宅改修	2,885	3,819	3,819	10,523
	サービス費用計	44,749	46,890	48,861	140,500
介護予防支援		7,832	8,202	8,520	24,554
地域密着 型介護予 防サービ ス費	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	2,098	2,098	2,098	6,294
	介護予防認知症対応型共同生活介護	2,702	2,702	2,702	8,106
	サービス費用計	4,800	4,800	4,800	14,400
介護給付費計(Ⅱ)		57,381	59,892	62,181	179,454

## 【給付費の推計】

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合 計
介護給付費計(Ⅰ)	1,679,717	1,723,315	1,773,082	5,176,114
介護給付費計(Ⅱ)	57,381	59,892	62,181	179,454
<b>給付費総計</b>	<b>1,737,098</b>	<b>1,783,207</b>	<b>1,835,263</b>	<b>5,355,568</b>

## 【標準給付費の推計】

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合 計
<b>給付費総計</b>	<b>1,737,098</b>	<b>1,783,207</b>	<b>1,835,263</b>	<b>5,355,568</b>
特定入所者介護サービス等給付費	61,779	59,518	62,082	183,379
高額介護サービス費等給付額	41,812	42,903	44,407	129,122
高額医療合算介護サービス費給付額	7,332	7,567	7,810	22,709
審査支払手数料	1,402	1,430	1,457	4,289
<b>標準給付費</b>	<b>1,849,423</b>	<b>1,894,625</b>	<b>1,951,019</b>	<b>5,695,067</b>

## 【地域支援事業費の推計】

(単位:千円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	合 計
介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス	9,037	10,060	11,205	30,302
	通所型サービス	18,463	18,832	19,209	56,504
	介護予防ケアマネジメント	9,164	0	0	9,164
一般介護予防事業		28,799	30,907	31,224	90,930
包括的支援事業		33,558	43,993	43,609	121,160
<b>地域支援事業費計</b>		<b>99,021</b>	<b>103,792</b>	<b>105,247</b>	<b>308,060</b>

## 【第1号被保険者負担分相当額】

(単位:千円)

	標準給付費 見込額(a)	地域支援事業費 見込額 (b)	第1号被保険者負担分相当額 ((a) + (b)) × 23%
令和3年度	1,849,423	99,021	448,142
令和4年度	1,894,625	103,792	459,636
令和5年度	1,951,019	105,247	472,941
<b>合 計</b>	<b>5,695,067</b>	<b>308,060</b>	<b>1,380,719</b>



### (3) 第1号被保険者保険料の算定

#### ① 保険料段階の考え方

第1号被保険者（65歳以上の高齢者）の保険料は、介護サービス量をもとに総費用額を算出し、3年間（令和3～5年度）の保険給付に必要な額から算定しています。

町民税世帯非課税層のうち、国の基準では前年の合計所得金額と課税年金収入額を合わせて80万円を超える方の段階は、基準額の0.75に設定されていますが、芽室町においては80万円以上120万円以下の方が対象の標準第2段階の割合を通常よりも抑えた0.65に設定しています。また、町民税本人課税層を多段階化し、標準9段階を12段階としています。

## ② 保険料の段階設定

【段階設定における保険料負担割合】（第7期計画と同等と見込む）

新区分	所得状況	基準額に対する割合 (保険料率)
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金受給者及び世帯全員が町民税非課税で合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下	0.50
第2段階	世帯全員が町民税非課税で合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超120万円以下	0.65
第3段階	世帯全員が町民税非課税で合計所得金額＋課税年金収入額が120万円超	0.75
第4段階	本人が町民税非課税で同一世帯に町民税課税者がいる者で、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下	0.90
第5段階	本人が町民税非課税で同一世帯に町民税課税者がいる者で、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超	1.00
第6段階	本人が町民税課税で合計所得金額が120万円未満	1.20
第7段階	本人が町民税課税で合計所得金額が120万円以上200万円未満	1.30
第8段階	本人が町民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満	1.50
第9段階	本人が町民税課税で合計所得金額が300万円以上500万円未満	1.70
第10段階	本人が町民税課税で合計所得金額が500万円以上700万円未満	1.85
第11段階	本人が町民税課税で合計所得金額が700万円以上1,000万円未満	1.95
第12段階	本人が町民税課税で合計所得金額が1,000万円以上	2.15

※この保険料の段階設定を基に所得段階別加入割合補正後被保険者数を計算します。

### ③ 介護給付費準備基金の活用

介護給付費準備基金については、高齢者数及び要介護認定者数等の増加に伴う急激な給付費の増による保険料への影響等に対応するため基金として確保すべきとの意見も踏まえて、積立を行っています。

国の基本的な考え方は、「基金については必要最低限と認める額を除き、基本的には次期計画期間において歳入として繰り入れるべき」とされています。現在、本町の基金残高見込み額は、7千万円です。ここから、第8期介護保険料の上昇の緩和と今後の介護保険財政の安定した運営を考慮し、介護給付費準備基金等の取崩額を7千万円と見込みます。

### ④ 財政安定化基金交付金及び償還金への影響

財政安定化基金は都道府県に設置されており（国・都道府県・市町村で3分の1ずつ拠出）、介護保険財政に不足が生じることとなった場合に、市町村に貸付・交付される仕組みになっています。第7期計画期間中に財政安定化基金による貸付・交付は行われませんでしたので、第8期計画期間に対する償還金は見込んでいません。

### ⑤ 保険料の算定

第1号被保険者の負担割合は、第8期では23%になります。これに国からの調整交付金、保険料収納率、高齢者（被保険者）数、所得段階別人数割合及び財政安定化基金の取り崩しなどを勘案し、芽室町の第8期の基準月額保険料を算定します。

#### 【第8期介護保険料収納必要額の算定】

標準給付費見込額 (A)	5,695,067 千円
地域支援事業費見込額 (B)	308,060 千円
第1号被保険者負担分 (C) (C) = ((A) + (B)) × 23%	1,380,719 千円
調整交付金相当額との差額 (D) ※基準の5%より多ければ+、少なければ-	20,075 千円
介護給付費準備基金取崩額 (E)	70,000 千円
保険料収納必要額 (F) (F) = (C) - (D) - (E)	1,290,644 千円
保険料収納率 (G)	99.50%
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (H)	16,942 人
保険料(年額) (I) (I) = (F) ÷ (G) ÷ (H)	76,563 円
保険料(月額) (J) (J) = (I) ÷ 12 月	6,380 円

**第8期介護保険料基準額 6,380円**

(令和2年11月末時点)

(第7期の介護保険料基準額(月額)は 6,040円)

【第8期計画策定時点の段階別介護保険料】

区分	所得状況	基準額に対する割合	保険料 (月額)	保険料 (年額)
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金受給者及び世帯全員が町民税非課税で合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下	0.50	3,190円	38,200円
		↓	↓	↓
第2段階	世帯全員が町民税非課税で合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超120万円以下	0.30	1,914円	22,900円
		↓	↓	↓
第3段階	世帯全員が町民税非課税で合計所得金額＋課税年金収入額が120万円超	0.65	4,147円	49,700円
		↓	↓	↓
第4段階	本人が町民税非課税で同一世帯に町民税課税者がいる者で、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下	0.50	3,190円	38,200円
		↓	↓	↓
第5段階	本人が町民税非課税で同一世帯に町民税課税者がいる者で、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超	0.75	4,785円	57,400円
		↓	↓	↓
第6段階	本人が町民税課税で合計所得金額が120万円未満	0.70	4,466円	53,500円
		↓	↓	↓
第7段階	本人が町民税課税で合計所得金額が120万円以上200万円未満	0.90	5,742円	68,900円
第8段階	本人が町民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満	1.00	6,380円	76,500円
第9段階	本人が町民税課税で合計所得金額が300万円以上500万円未満	1.20	7,656円	91,800円
第10段階	本人が町民税課税で合計所得金額が500万円以上700万円未満	1.30	8,294円	99,500円
第11段階	本人が町民税課税で合計所得金額が700万円以上1,000万円未満	1.50	9,570円	114,800円
第12段階	本人が町民税課税で合計所得金額が1,000万円以上	1.70	10,846円	130,100円
		1.85	11,803円	141,600円
		1.95	12,441円	149,200円
		2.15	13,717円	164,600円

※第1・2・3段階における割合と保険料額の二段書きは、上段は本来の割合と保険料額、下段は令和3～5年度に実施予定の保険料公費軽減制度による軽減後の数値ですが、国の予算編成・審議において変更される場合があります。

### 3 低所得者への配慮

介護サービスの円滑な利用を図るため、介護サービスを利用している低所得者の利用者負担を軽減する等、低所得者に配慮した対策を講じます。

#### ① 介護保険制度による軽減対策

同じ月の介護サービス費の自己負担が一定の限度額を超えた時（高額介護サービス費）、介護保険と医療保険の両方に自己負担がある世帯で、自己負担額の合計が年額で一定の限度額を超えた時（高額医療合算介護サービス費）、施設サービス利用の際の居住費と食費の減額（特定入所者介護サービス費）等、所得の段階による介護保険制度の軽減対策を引き続き実施し、負担軽減を行います。

#### ② 介護保険制度以外における軽減対策

社会福祉法人等による利用者負担軽減制度による負担軽減を継続するとともに、町単独軽減である低所得者等利用者負担助成事業を継続し、低所得者に対する負担の軽減を促進します。